

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	市十一ヶ所 (市十一ヶ所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営については、水稻と玉葱、白菜、レタスなど露地野菜を中心に施設園芸にも取り組んでいる。
個人経営による雇用、機械化を行う経営体もある。
農業者:41人(うち、50歳未満3人 他地域から入作21人(うち、50歳未満2人)
組織:人・農地プラン検討委員会(構成員37人) 農地・水環境保全隊(構成員20人)
未整備田については、今後、放棄田増加の懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と玉葱、レタス、白菜、キャベツの作付けを行っており、一部、施設園芸(花苗)にも取り組んでいる。
地域の所得向上に向けて、肥料が高騰している中、畜産たい肥の有効活用による低コスト化を進めていく。
農業従事者については、高齢化が進み、地域の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が難しくなっている。
農地の賃貸借のルール作りについても他地域や県内の事例を参考にしながら検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時 その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内は全くほ場整備がされていない為、ほ場整備事業を実施したいが、複数集落がまとまる必要がある為、協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる植え付け収穫作業はJA農業支援サービスへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②⑨ 太陽光発電による黄色LEDの圃場設置による減農薬(1農家設置している) 牛糞堆肥など有機物の散布を行い、土作りを実施して地力を高めて減肥料に取り組む。
③ 当地区ではスマート農業を推進し、GPS4G 一部自動運転を検討をしており、今後も引き続き、導入を進めていく。